

平成 21 年 7 月 29 日

企業会計基準委員会 御中

全国銀行協会

「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」に対する意見について

今般、標記論点整理に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、国際会計基準審議会（IASB）において、国際会計基準（IAS）第 39 号の見直しが今年度中に進行していく過程にあり、本件の取りまとめの結果は、速やかに IASB に対して意見発信されるとともに、IASB に対する説明論拠として使用されることが望ましいと考えております。7 月に発足した「IFRS 対応会議」を中心として、国内で醸成された意見が、国際財務報告基準（IFRS）の見直し作業に反映されるべく、組織的な対応を行っていただきたいと存じます。

また、企業会計基準委員会におかれましても、本論点の整理に加え、IASB との東京合意に基づく追加検討を行っていくものと認識しております。是非とも速やかに、今後の検討スケジュール、および金融商品会計の見直し時期などをご提示いただきますよう、要望申し上げます。

記

【論点 1】金融商品会計の範囲

〔論点 1-2〕デリバティブの定義について

特徴に焦点をあてる定義変更を支持する。

（理由）

新商品について会計面での迅速な対応が可能となるからである。

【論点 2】金融商品の測定について

〔論点 2-1〕測定区分の見直しについて

<売却可能金融資産の分類維持について>

現行どおり、売却可能金融資産の分類を維持すべきであり、論点整理におい

て提示された第1案を支持する。

(理由)

1. 売却可能金融資産は、投資家に対する財務諸表の開示の透明性や比較可能性の観点から、公正価値で測定された情報が有用であるため、貸借対照表において公正価値で計上されることに加え、経営者が意図しない公正価値の変動が損益計算書に計上されることを防ぐために、その他有価証券評価差額金として処理されており、極めて有用な分類であると考えられる。

現在の「売却可能金融資産」の分類が、金融商品会計の複雑性を増しているとの批判は適当でなく、既に広く定着した分類であると考えられる。

2. 現行の売却可能金融資産に区分されている株式等の評価差額を純利益に反映させることになれば、当該資産の保有自体が純利益の大きな変動要因となるため、例えば将来の経営統合等を標榜した資本提携は行いづらい状況に陥り、結果として、経営判断が萎縮し、企業経営のダイナミズムが損なわれる可能性がある。また、相場全体が下落している景気後退期には、企業に投資する意思はあっても実行が困難な状況に陥り、資本市場の悪循環を助長させる可能性がある。

わが国では、取引先に出資（株式保有）を行いながら関係を強化し、中長期的な企業利益の実現を図る企業活動が一般的であり、銀行の場合には、取引先企業の経営支援を目的に出資（株式保有）しているケースもある。こうした株式保有については、金融商品の運用ではなく、事業目的の達成のために固定資産の保有に近い性格を有しており、売却の制約があるか、当該制約がなくても中長期の保有を前提としている。したがって、売却可能金融資産に区分されている株式等の評価差額を純利益には反映させない現行の考え方を維持すべきである。

3. 同一の性質を有する債券であっても、短期売買目的、中長期投資目的、規制上の要件、流動性対策など、経営者の意図に応じて異なった目的で保有することが想定されるため、債券の性質にもとづいて同一の会計処理を適用するよりも、当該保有目的に応じた会計処理を選択することが、財務諸表における損益情報の有用性を高め、投資家の利益にも資すると考えられる。そのため、第2案、第3案において示されているように、市場性の有無等により会計処理を決定するような区分変更は行うべきではない。

このような会計処理を行う区分変更がなされると、債券の公正価値の変動が、預金・貸出業務の損益以上に純利益に影響することになるため、多くの金融機関では、収益管理・リスク管理の観点から債券を保有できない状況に陥ると考えられる。金融機関が国債等の債券をこれまでの売却可能金融資産の分類から、

満期保有目的の分類に移すと、国債等の流動性は低下し、市場規模の縮小や国債利回りの上昇といった弊害が生じる懸念がある。

(代替案)

- ・ 投資の意図・特殊性を考慮した「保有目的」を重視し、「売買目的」と「継続保有目的」の2区分に分類する（第1の判定基準とする）。
- ・ 第2の判定基準として、「継続保有目的」の分類を「金融商品の特性」により、さらに2つに区分し、測定区分を特定することが適当である。

第1：保有目的	第2：金融商品特性	測定区分	会計処理
売買目的	—	公正価値	時価会計 (P/L)
継続保有目的	—		時価評価 (評価差額をB/S計上) *
	将来CFを合理的に見積もることができる	償却原価	償却原価法

*：実現した損益は、P/Lに計上すべきである。

1. 国債等の債券の取扱い

- ・ 満期保有目的債券以外にも償却原価の適用を拡大すべきである。
- ・ つまり、預超の構造から行っている邦銀の中長期的な保有意図を持った国債を中心とする大規模な債券投資については、償却原価で会計処理する。

2. 取引先企業の株式保有の取扱い

- ・ 取引先企業の事業安定運営と銀行取引の深耕・拡大を主たる目的として保有する上場株式は、公正価値で評価の上、評価差額をB/S純資産の部に計上する会計処理が適当である。

3. 株式以外の継続保有目的有価証券の取扱い

- ・ 事業モデルとして「継続的な保有による投資効果を得る」または「他の継続的な事業モデルの補完効果を目的とする」ような信託受益証券等の有価証券投資については、公正価値で評価の上、評価差額をB/S純資産の部に計上する会計処理が適当である。

(理由)

1. 投資家が企業評価を行ううえで重要視する項目は、経営者の事業戦略・投資の意図とその成果としての財務諸表であり、そのような実態が適正に反映される会計基準を制定すべきである。

その観点から、測定区分の適用に際して、第1の判定基準とすべきは経営者の「保有目的」である。加えて、保有目的区分の乱用を抑止するため、第2の判定基準として「金融商品の特性」によって「償却原価」区分を限定することで、投資家への投資情報の有用性を確保すべきである。

2. 「保有目的」を重要視する背景および会計処理の見直し要請には、以下の2点がある。

① 邦銀は預超の構造を有していることから、中長期的な保有意図を持った国債を中心とする大規模な債券投資が不可欠である。

これら債券投資について、リスク管理の観点等から、公正価値による時価変動リスク、評価損益を常時モニタリングしているが、これだけをもって「P/Lを通じた時価会計」に区分することは不適切である。

また、ALMの観点から、預金と債券の「残高変動」や「期間変更」によるALMミスマッチが生じるため、適正なサイズへの残高調整（売買・銘柄入替等）をすることも銀行業務運営上、必要である。

しかし、その債券投資の目的が金利収入であれば、公正価値の変動を財務諸表本体に計上する必要はなく、償却原価で測定する会計処理が最も妥当である。

② 邦銀における上場株式保有は、キャピタルゲインを獲得する目的ではなく、取引先企業の事業安定運営と銀行取引の深耕・拡大を主たる目的として、中長期的な投資として行われるものである。必ずしも「戦略性」を追求するものではないが、常に継続保有を前提とする。

このような株式について、公正価値の変動をP/L計上することは不適切であるが、公正価値によるB/S計上額は投資家にとって有用な情報と考えられる。

③ 継続保有を前提とする時価のある有価証券への投資については、償却原価や取得原価での処理は適当ではないが、短期的な時価変動による鞘抜きを狙う事業モデルではない以上、現在と同様、公正価値でB/Sを計上し、評価差額はB/S純資産の部に計上する会計処理が最も適切と考える。

<債権及び貸付金の分類について>

国際財務報告基準と同様の債権及び貸付金の分類を設けるべきである。

(理由)

法律上の有価証券であっても一部、私募債のように活発な市場がない／流通の実績がなく公表価格がないなど、当初投資額の回収が主に信用リスクに依存しているものについては、経済実態が貸付金と同様であるため、公正価値による評価ではなく、償却原価での会計処理が妥当と考えられるからである。

[論点 2-2] 公正価値オプション

ヘッジ運営の柔軟性を高める観点から、国際的な議論の動向を踏まえつつ、わが国においても公正価値オプションの導入に向けた検討を行うべきである。

(理由)

1. 金融機関は保有する金融資産の多様なリスクについて、当該リスクから生じる損失を回避するためにヘッジ取引を行っている。このようなヘッジ取引については、ヘッジ会計を適用することにより、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益認識時期を合わせ、ヘッジ効果を適切に財務諸表に反映することが可能な場合もある。しかしながら、現行の会計基準では、ヘッジ会計を適用するためには、ヘッジの有効性について80%~125%という数値基準を満たす必要があり、当該数値基準を満たさない取引については、ヘッジ効果をまったく財務諸表に反映させることができない。

一定のヘッジ効果は認められるが、安定的に有効性を満たすことが困難であるために、ヘッジ会計を適用しづらい取引の補完的手段（代用手段）として、公正価値オプションは有用と考えられる。

2. 近年、金融機関は保有する貸出金の信用リスクをコントロールするために、クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）のプロテクション購入によるヘッジ取引の取り扱いを拡大している。CDSは、取引先の貸出要望に応えながら、取引先に対する過度な与信集中リスクの回避を可能にすることから、金融機関のポートフォリオマネジメントにおいて非常に重要なツールとなっている。しかし、CDSについてヘッジ会計を適用することが一般的に認められておらず、CDSの時価変動のみが損益計算書に反映されることにより、当期利益が年度をまたいで過度に変動する要因となっている。

本来、CDSの参照企業と貸出先が同一であれば、定性的にヘッジ関係が有効であることは自明であるにも関わらず、定量的な比較のみを有効性判定の基準とし、CDSに対してヘッジ会計を適用できないという現状の会計基準の欠陥が、CDSによるヘッジの経済効果を財務諸表に適切に反映することを妨げ、さらには金融機関の機動的なポートフォリオコントロールに制約を課すという事態を招いており、早急な対応が必要と考えられる。

公正価値オプションは、現行のヘッジ会計の要件を満たさない場合であって

も、ヘッジ対象を時価評価することによりヘッジ手段とヘッジ対象の損益のミスマッチを回避し、保有資産の信用リスクコントロールという事業モデル・取引意図を財務諸表に適切に表示するために活用されるべきと考える。すなわち、CDS と貸出金との会計処理のミスマッチを解消するため、貸出金を公正価値オプションの適用対象と認め、ヘッジの意図および経済効果を財務諸表に反映させることにより、より適切な開示を可能にするものと考えられる。

3. 公正価値オプションを導入した結果、通常の貸出資産まで幅広く時価評価が求められ、かえって上記の主旨と反する結果にならないよう、公正価値オプションを指定する範囲や対象について、柔軟な運営が可能となる枠組みを検討することも重要であると考えられる。例えば、CDS による信用リスクのヘッジには、ヘッジ対象（貸出金）の公正価値評価方法を特別に決めることができるようにすること等が考えられる。
4. 損益のミスマッチを解消することを目的とすれば、保有資産のリスクの一部について（例えば信用リスク部分のみ）適用する運営も検討するべきである。

[論点 2 - 3] 保有目的区分の変更

実務対応報告第 26 号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」の処理は今後も維持すべきである。また、国際的な会計基準との平仄の観点により、その他有価証券から満期保有目的の債券への振替については、稀な場合に限定せず、保有の意思・能力を重視して振替を行う制度に見直すべきである。加えて、満期保有目的からその他有価証券や売買目的に区分変更も認めるべきである。

(理由)

1. 一般的な企業活動において、経済環境の動向や企業のビジネスモデルの変化等により、金融資産の保有・活用の目的が変化することはあり得る。そのため、金融資産の取得当初に決めた保有目的区分を変更できないのであれば、財務諸表が実態から乖離することになる。昨今のような金融市場の混乱が再発する可能性も踏まえれば、保有目的区分を変更する処理を残す意義は大きいと考えられる。なお、恣意性を排除する観点から、必要な情報開示を追加的に行うことが考えられる。
2. その他有価証券から満期保有目的の債券への振替について、会計基準では、一般的に満期まで保有する意思と能力に関する客観性が求められると考えられる。取得当時においては満期まで保有する意思及び／もしくは能力について客観性を確保できていないとしても、時間の経過により客観性を有することは想定され、そのような場合には保有目的区分を変更した方が当該時点における

投資実態を正確に示すと考えられる。さらに、既に満期まで保有する能力が備わっている場合であって、満期まで保有する意思が生じた時に保有目的区分を変更することは、経営者の意図を適切に反映するものであり、財務諸表の有用性が高まる。

3. 上記理由と同様に、満期保有目的からその他有価証券や売買目的に区分変更できる選択肢を増やすことで、経営者の経済環境の変化に応じた保有意図を適切に財務諸表に反映することができ、財務諸表の有用性が高まる。

[論点 2 - 4] 減損処理の取扱い

著しい公正価値の下落を判定するには、一定の数値的な目安を用いることが必要である。

(理由)

1. わが国の会計基準において、引き続き減損の意義を「収益性の著しい低下に伴い投資額の回収が見込めなくなった場合に、将来に損失を繰り延べないために帳簿価額を切り下げる処理」とするならば、著しい公正価値の下落を一定の数値的な目安(50%程度以上の下落)を用いて判定する慣行に違和感はない。
一定の数値的な目安は、各社共通の評価軸を設定するものであり、客観性を確保し、恣意性を排除することにより財務諸表の比較可能性を向上させるとともに、実務負担を軽くするという観点からも、必要になると考えられる。
2. 公正価値の下落が30%~50%(いわゆる「グレーゾーン」)である場合、減損処理を行うかどうかは、将来における回復可能性の疎明を含めて各企業で異なることから、グレーゾーンについても、より明確な判定基準が示されることが望ましい。

公正価値のある債券の減損判定には、債券の将来CFの予測により算定した金額で減損の判定をできるように選択肢を設けるべきである。

(理由)

公正価値のある債券であっても、当該債券の将来CFを予測して算定した金額以上に回収金額が下回ることはないことから、減損後の簿価は将来CFを予測して算定した金額が下限となるべきである。

つまり、当該選択肢を設けることで、より債券の実態にあった評価ができると考えられる。

債券の減損において、信用リスクに係る損失のみを当期純利益に反映する考

え方も検討すべきである。

(理由)

売却を予定していない債券については、当初投資の回収は基本的に将来の元利金によってなされることから、評価時点の公正価値のみによって減損を認識・測定することは適切ではない。

現行の「金融商品会計に関する実務指針」第 91 項においても、債券の回復可能性の判定基準として、「信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合には、通常は回復する見込みがあるとは認められない」とあるが、信用リスク以外の要因の例として、「単に一般市場金利の大幅な上昇によって時価が著しく下落した場合であっても、いずれ時価の下落が解消すると見込まれるときは、回復する可能性があるものと認められる」とされている。

実務上は、公正価値の変動のうち、信用リスクによる価格変動部分のみを算定することは困難であることから、具体的な算定方法を例示する等の対応も必要と考える。

また、導入にあたっては実務上の実行可能性を確保する必要があることから導入期間は十分に留意すべきである。

減損損失の戻入れについて、適用を検討すべきである。

(理由)

公正価値を基準として減損の認識および測定を行う場合、昨年度のように市場・経済の一時的な混乱により減損を余儀なくされることもあり、減損対象が売却困難な資産であった場合に（特にわが国では慣行上、銀行が事業会社の株式を保有することが避けられないため、このような政策保有株式もこれに含まれる）、相当の期間にわたり一時的な混乱による減損損失が解消されないことは不合理である。したがって、過去の減損部分の戻入れについて、減損前の信用状況・投資回収見込みが回復したと判断される場合には、戻入れを認める選択肢を与えるべきである。なお、減損の戻入れの検討に当たっては、税法との調整も必要となる。

[論点 2 - 5] 複合金融商品の区分処理

複合金融商品に含まれる組込デリバティブの区分処理については、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産または金融負債に及ぶ可能性があるか否かで判断することが適当である。

(理由)

1. 組込デリバティブのリスクが現物の金融資産または金融負債に及ぶ可能性があるか否かを判断することは、経済的特徴およびリスクの密接な関連性を判断することよりも容易（※）であり、企業によって判断に差が出ることもなくなるため、比較可能性を維持できる。また、通常の商品に関する区分処理を行うか否かの判断については、わが国の会計基準と国際的な会計基準において、概ね同様と考えられる。

（※）一般事業法人が金融商品を購入する際に受領する商品概要説明書等に元本が確保される旨が明記されている。

2. 複合金融商品の取引管理効率性の観点から、企業会計基準適用指針第12号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」第4項、「管理上、組込デリバティブを区分している時は区分処理することができる」旨の規定の継続は金融機関等多数のデリバティブを取り扱っている事業者にとっては望ましく、これは経営者の意図を正しく財務諸表に反映する観点からは重要であると考えられる。

3. 適用指針第12号第27項では、クレジット・リンク債やシンセティック債務担保証券（CDO）について、「当該複合金融商品全体の信用リスクが高くない場合、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産の当初元本に及ぶ可能性は低いと考えられる」とされている。これは、裏付資産が高い信用力を有する利付金融資産である場合、当該複合金融商品が実質的にCDSの参照先のリスクのみを反映していると考えられることを理由としているが、この考え方はシンセティックCDOの投資意図に沿ったものである。

一方、国際的な会計基準では、組込デリバティブが主契約の経済的特徴およびリスクに密接に関連していない場合に区分処理する必要があるとされており、これにもとづけば、シンセティックCDOについては、利付金融資産とCDSのリスクは密接に関連していないと解釈され、一律区分処理を求められる可能性もある。このような場合、中長期的な投資意図をもってシンセティックCDOに投資を行っていても、債券全体の信用力に関わらず評価損益の変動が損益計算書に影響を及ぼし、投資実態を適切に財務諸表に反映させることができなくなると考えられる。

【論点3】ヘッジ会計

〔論点3-1〕ヘッジ会計の意義

CDS市場の拡大を背景に、信用リスクヘッジは一般的な取引として定着している。取引実態に合致するよう、ヘッジ会計の適用範囲を見直した上で、引続

き存続させることを強く希望する。

(理由)

本邦における貸付は、金融機関が費用をかけて培った回収ノウハウ・与信管理能力を駆使し、最大限の回収を目指すことを管理の本質としており、その実現手法としてCDSの利用(ヘッジ目的)が定着している。ヘッジ手段としてのCDSについて、期中に時価変動をP/Lに計上することは取引実態を表さず、むしろ、債務者の信用状況・保全状況を貸付人の置かれた定性的な状況(メインバンクであるかといった要素も含まれる)も踏まえて「信用リスクを査定/会計反映」する、すなわちヘッジ会計を適用して処理することが融資実態を適切に表すと考えられる。現在の日本における貸出取引等に伴う信用リスクコントロールの実態に鑑みると、CDSに関してはヘッジ会計の適用がその性格に最も馴染むものであると考える。

ヘッジ対象については、財務会計上の勘定科目に現れる(契約上明示される)ものに限定すべきではない。

(理由)

例えば、コア預金はバーゼルⅡにおけるアウトライヤー基準でも明確に定められた概念であり、リスク管理上も取扱いが確立し、ヘッジニーズは存在する。また、財務会計上も、流動性預金の固定金利性を顕現化させた存在であることを考慮すれば、公正価値ヘッジの対象とすることは妥当と考えられる。内部管理上の概念であるが、わが国の会計基準のように繰延ヘッジを適用すれば特段の問題は生じないと思われる。

[論点3-2] ヘッジ会計の方法

現行の繰延ヘッジ会計の適用を維持すべきであり、国際的な会計基準における公正価値ヘッジについても、繰延ヘッジ会計を原則とすることが望ましい。また、CDSによるヘッジについては、繰延ヘッジ会計の適用が可能となるよう対応いただきたい。

(理由)

国際的な会計基準のように、預貸金をヘッジ対象とするキャッシュ・フロー・ヘッジに繰延ヘッジ会計を適用する一方で、公正価値ヘッジには時価ヘッジ会計を適用し、ヘッジ対象に内在するリスク毎に評価差額を時価で認識することは、評価額の測定方法も合わせ、複雑性を増幅させている。

非有効部分の繰延については、引き続き許容すべきである。

(理由)

繰延ヘッジ会計においては、有効性判定の結果、ヘッジ取引全体がヘッジ会計の要件を満たし、高い（あるいは相応の）有効性を示している場合に、非有効部分を損益認識する必然性はないものとする。非有効部分についても最終的にキャッシュ・フローが実現されれば足りるものであり、評価損益を途中で損益認識することは、煩雑かつ利用者を誤認させる原因となるとともに、本来必要なヘッジ行動に対するインセンティブが低下するなど、適切な企業行動を制御するおそれもある。非有効部分に重要性があると判断される場合においては、任意による追加情報の開示を行うことで投資家等の理解はより深まることが見込まれる。

一般の資産・負債に対する公正価値ヘッジの見直しは、公正価値オプションの導入と合わせて議論すべきである。

(理由)

国際的な会計基準では、公正価値ヘッジについては一律に時価ヘッジ会計の処理が求められる。これは、貸借対照表上時価で計上しない一般の資産・負債の一部分をヘッジ対象とした場合において、ヘッジ会計が適用される期間・部分だけ取得価額が時価に調整され、全体では償却原価でも時価でもない価額が貸借対照表価額となることを意味しており、貸借対照表の情報の有用性を考えれば、必ずしも繰延ヘッジ会計に比べて時価ヘッジ会計が適切な処理とは言えない。

公正価値オプションは、ヘッジ取引の意図や経済効果を財務諸表に適切に反映させるという観点でヘッジ会計と同様の効果があり、また、時価ヘッジ会計と異なり取得価額の調整が必要なく、公正価値で貸借対照表に計上すればよいことから、実務面を含めてもメリットは多いと考えられる。

したがって、公正価値ヘッジの見直しは、公正価値オプションの導入と合わせて議論すべきである。

異種通貨間の資金運用調達を調整する目的の通貨スワップ・資金関連スワップについては、繰延ヘッジ会計を適用し、利息相当額を発生主義により認識する枠組みが必要である（IFRSに追加すべき処理として）。

(理由)

外貨建取引に係るヘッジについては、「外貨建取引等会計処理基準」において、

①デリバティブである為替予約等を金融商品会計基準に従って処理する方法、②為替予約等をヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に振り当てる（振当処理）方法のいずれかで処理する旨記載されている。

しかしながら、銀行業のように多数の外貨建資産負債を保有する場合、②の振当処理を適用することは困難であり、また、①では、金利部分相当額について、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益認識を同一にすることができないため、異種通貨間の資金運用調達という実際の目的が財務諸表に表現されず、損益計算書に大きな歪みをもたらすおそれがある。

なお、本件は、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務が多数になることから、[論点3-4] 包括ヘッジと併せて実際の運営を議論するべきであると考えます。

金利スワップの特例処理や為替予約等の振当処理のようなヘッジ会計における合成商品会計は、引き続き認められるべきである。

(理由)

金利スワップの特例処理や為替予約等の振当処理のようなヘッジ会計における合成商品会計については、企業のリスク管理方針と整合した経済効果を反映するものであり、わが国の企業の会計実務に定着しているほか、当該処理の適用に当っては厳格な要件が設定されており、恣意性は働かないと考えられるため、継続することが望ましい。なお、金利スワップの特例処理の要件に該当する場合については、満期保有目的の債券を金利変動リスクに関するヘッジ対象とすることが唯一認められていること等を踏まえ、国際的な会計基準に金利スワップの特例処理が認められるように働きかけるべきである。

また、現行は合成商品会計が認められていないが、CDS等についても金利スワップと同様に特例処理を認めるよう検討すべきである。

[論点3-3] ヘッジ会計の簡素化の可能性

ヘッジ会計は、実務上、有効性の判定に関する複雑性が高いため、当該判定に関するルールを簡素化する必要があるため、定性的な基準の導入を検討すべきである。

(理由)

1. 金融機関が、保有する貸出債権等の信用リスクについて CDS のプロテクション購入を用いてヘッジを行う場合、現状では、以下のような会計処理になると考えられる (CDS のポートフォリオ・コントロールについては、[論点2-2]も参照)。

① CDS の取引期間中にクレジットイベントが発生しない場合

- ・ 毎年度、「プレミアムの支払」+「CDSの時価増減」が損益として反映される。
- ・ 取引期間を通算した損益は、「プレミアムの支払」の合計額と一致する。
- ・ したがって、「CDSの時価増減」は取引期間を通算するとゼロになる。

② CDSの取引期間中にクレジットイベントが発生する場合

- ・ 毎年度、「プレミアムの支払」+「CDSの時価増減」が損益として反映される（①と同じ）。
- ・ クレジットイベントが発生すると、貸出金の受け渡し額面金額相当の現金を受領する、もしくは貸出金から発生する損失相当額の現金を受領する。

②のとおり、クレジットイベントが発生する場合、保有する貸出金の損失の大部分もしくは全部をCDSにより補填できるのは自明である。それにも関わらず、CDSの時価評価と現行の貸出金の取扱い（取得価額に貸倒引当金相当額を控除）をもってヘッジを有効ではないとし、CDSのみ時価評価を求められることにより、年度をまたいだ損益の入り繰りを生じさせることは、現状のヘッジ会計の枠組みが完全ではないと言わざるを得ない。

上記の原因は、ヘッジ会計の有効性の判定が、取引期間中の時価変動額に関する定量分析のみに拠っているためであり、（特にCDSのヘッジについては）定性的な有効性判定の枠組みの導入を検討し、ヘッジ取引の意図および経済効果を適切に財務諸表に反映することができる枠組みを整備するよう検討を行うべきと考える。

2. CDSにおけるヘッジの有効性に関しては、定量的な検証方法のほか、ヘッジ対象とヘッジ手段の属性（参照債務者名、金額、残存期間）がほぼ一致しているといった定性的な要件の一致をもって検証可能とする方法があるのではないかと考える。信用エクスポージャーの削減を目的とした取引においては、CDSは担保としての効果があると思われることから、

- ① ヘッジ対象とヘッジ手段の契約条件等の主な属性要件は概ね一致する、
- ② ヘッジ対象の債務者が破綻した場合は、ヘッジ対象の信用リスクは、ヘッジ手段でほぼカバーされる、
- ③ その他デフォルト事由（支払不履行・条件緩和等）が発生した場合でも、ヘッジ対象に関する引当金やリスクアセットが増加するため、その増加を抑制する効果があると考えられる。

したがって、信用リスク管理目的（特に信用エクスポージャーの削減）のヘッジに利用される場合には、上記の定性要件を適用可能とする考え方の導入を検討いただきたい。またこの要件緩和については、190項および191項にある

非有効部分の損益認識と切り離して議論することも合わせて検討いただきたい。

3. 定性的な基準の導入について、例えば、高金利通貨と低金利通貨では、金利水準の絶対値に差があり、実質的な効果に差異はなくても統計的検証結果に差異が生ずる可能性が高いことから、キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるインデックス検証の簡素化・省略など、より定性面に重点を置いた検証方法が考えられる。ただし、検証方法の緩和の条件として非有効部分を損益認識することはヘッジ会計の趣旨に反するものと認識している。

ヘッジ会計の有効性の判定において定量的な基準を設定する場合、80%～125%という基準だけではなく、統計的手法による検証も認められるよう明記すべきである。

(理由)

現行の会計基準上、ヘッジ会計の有効性の判定において、80%～125%という数値基準のみが採用されているため、統計的には極めて高い相関性が確認されている場合でも、ヘッジの効果がまったく財務諸表に反映されないという事態になっている。このような現状のヘッジ会計の不備を解消し、企業のヘッジ活動に会計面から制約を与えないためにも、80%～125%という数値基準だけではなく、回帰分析等を用いた有効性判定を認める枠組みとするべきである。なお、簡素化にあたっては、税法との関係も調整する必要がある。

事後の有効性の判定については、廃止することが適当である。

(理由)

事後の有効性の判定は、期末の一過性の要因により左右される場合があるため、事前に将来の有効性の判定を行ったうえで、定期的に将来の一定期間の判定を行い、見直すことで足りると考えられる。

ヘッジ指定の解除は、今後とも認められるべきである。

(理由)

企業が保有するリスクおよびその程度、これに対処する対応方針は、様々な環境変化により変更されるべきである。そのため、合理的な理由がある場合、状況に応じてヘッジ指定を解除することは、経営者の意図を実現し、柔軟な運営を行う手段として必須である。なお、過去に遡ることなく、将来に向かって指定解除を行う場合には、恣意的との批判には当たらない。

- ・ ヘッジの有効性を高めるという観点からも、部分ヘッジ（一部のリスクに対するヘッジ、ヘッジ対象の金額の一定割合のヘッジ等）は維持されるべきである。
- ・ IFRS の文書化については、原則主義でわかりにくいという意見もあるため、要規定項目を明示し、当該項目を踏まえたうえで簡素化を行うべきである。

[論点 3-4] 包括ヘッジ

包括ヘッジについては、銀行業等の特定業種に特有の事情を勘案したルールを策定するべきである。金利リスクのヘッジに関しては、公正価値ヘッジだけでなく、包括的なキャッシュ・フロー・ヘッジも認めるべきである。

複数銘柄による株式ポートフォリオの公正価値変動を株価指数先物取引等でヘッジを行う場合、株式ポートフォリオと株価指数先物等の公正価値の変動が概ね比例するときには、包括ヘッジを認めることが望ましい。

(理由)

わが国において、金融機関は株式を大量に保有しているが、株式については、事実上包括ヘッジが適用できない状況にあるため、制度上の手当てが必須であると思われる。

政策保有株式は、銀行と発行体企業間のリレーション強化を意図して中長期的な視点にもとづいて保有しているものであり、上場株式とは言え「売却に相当の制約がある戦略的投資」であると考えられる。このため、株式市場の下落が想定される場合においても売却は相当の困難性を有しており、株価下落に伴う資産価値毀損回避のためにはヘッジ取引の実施が不可欠である。しかしながら、現状、ヘッジのための株価指数先物取引等の公正価値変動は時価会計により損益計算書において処理される一方、ヘッジ対象である保有株式の価値変動は純資産直入されるため、ヘッジ取引のみが短期的な日々の時価変動による損益にさらされることとなり、ヘッジ金額の限定化、中期的な視点に基づく株価変動リスクの削減に向けた取り組み等を阻害する要因の 1 つとなっている。株式ポートフォリオと株価指数先物等の公正価値の変動が概ね比例する場合に包括ヘッジを認めることは、上述の阻害要因の解消につながるとともに、適切な株式ポートフォリオのマネジメントの実施に資することも期待され、導入が望まれる。

なお、本件については、有効性の検証プロセスやヘッジ損益の配分に係る処

理について、実務面も考慮しながら検討を行っていく必要があるほか、公正価値オプションの適用についても検討されるべきである。

貸出債権ポートフォリオの公正価値変動リスクに対して、CDS インデックス等を用いた包括ヘッジを認めていただきたい。

(理由)

株式ポートフォリオの公正価値変動リスクに対する株式指数先物等を用いた包括ヘッジが事実上適用できない状況にあるのと同様に、貸出債権ポートフォリオの公正価値変動リスクに対する CDS インデックス等を用いた包括ヘッジも事実上適用できない状況にあり、株式と同様に制度上の手当てが望ましい。

なお、貸出債権ポートフォリオの公正価値変動リスクに対する包括ヘッジを検討するに当たっては、[論点 2-2]で示しているように、ヘッジ対象（貸出債権ポートフォリオ）の公正価値評価方法を特別に決めることができるようにすること等、実務面も考慮しながら柔軟な運営が可能となる枠組みを検討することが重要であると考えられる。

[論点 3-5] ヘッジ会計に関連する開示

ヘッジ会計に関連する開示は、平成 20 年に改正された「金融商品に関する会計基準」において求められるもので十分であると考え。見直しに当たっては、ヘッジ会計における他の項目の改正も勘案して慎重に検討するべきである。

以 上